

## (市制度)被災者住宅応急修理補助制度のお知らせ

平成23年東日本大震災における、災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」(国制度)は、平成24年1月に受付を終了しましたが、この制度をまだ利用していない世帯を対象として、市独自に「被災者住宅応急修理補助制度」を創設し、補助金を交付して支援を図ります。

補助金の交付対象者(世帯)	住宅応急修理の範囲	補助金額	必要書類	受付期限
<p>自らが現に居住している被災者住宅の応急修理を既に行った方またはこれから被災者住宅の応急修理を行うことにより居住する方で、次の全ての要件に該当するもの</p> <p>①災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」を利用していないこと</p> <p>②被災者住宅の所在地が市内であること</p> <p>③東日本大震災により大規模半壊または半壊の被害を受けていること</p> <p>※ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象</p> <p>④応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げを含む)を利用していないこと</p> <p>⑤平成21年の世帯収入が次のいずれかに該当していること(半壊の被害を受けた場合に限る)</p> <p>ア世帯全体の年収が500万円以下</p> <p>イ世帯全体の年収が500万円超700万円以下で、かつ、世帯主が45歳以上または要援護世帯</p> <p>ウ世帯全体の年収が700万円超800万円以下で、かつ、世帯主が60歳以上または要援護世帯</p>	<p>制度の対象範囲は、日常生活に必要欠くことができない部分となります。</p> <p>①屋根・柱・床・外壁・基礎等の応急修理</p> <p>②ドア・窓等の開口部の応急修理</p> <p>③上下水道・電気・ガス等の配管および配線の応急修理</p> <p>④浴槽・便器等の衛生設備の応急修理</p> <p>注1)地震または津波による被害と直接関係ある修理のみが対象です。</p> <p>注2)内装に関するものは原則として対象外です。</p> <p>注3)修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設する等の代替措置でも可です。</p> <p>注4)家電製品は対象外です。</p>	<p>①1住家あたり限度額は52万円以内です。</p> <p>②同一世帯(1住家あたり)に2以上の世帯が居住している場合も、①の限度額以内です。</p> <p>③1住家に対して、一回限りの補助金交付となります。</p>	<p>①被災者住宅応急修理補助金交付申請書(様式第1号)(認印が必要)</p> <p>②り災証明書(平成23年東日本大震災による)</p> <p>③被災者住宅応急修理補助金工事完了報告書(様式第2号)</p> <p>④修理内訳書(被災の補修内容を明記した補助対象のもの)</p> <p>⑤修理前および修理後の写真(被災状況および修理箇所が分かるもの)</p> <p>⑥修理費の領収書の写し</p> <p>⑦被災者住宅応急修理補助金請求書</p> <p>※申請者の預金通帳の写し(銀行名、口座名義人、口座番号が分かる部分の写し)</p> <p>※要援護世帯で申請する場合、要援護世帯であることが確認できる証明書類</p> <p>※借家の場合は、その所有者の同意書</p>	<p>平成24年8月20日(月)から平成25年3月29日(金)まで(土曜・日曜・祝日および年末年始を除く)</p> <p>受付窓口 市役所3階 (エレベーター脇)環境情報センター住宅応急修理受付窓口</p> <p>☎ 建築指導課 住宅応急修理担当 ☎0225-95-1111 (内線3941・3943)</p>

# 行政情報

## 災害の住家被害調査

震災により市内全域が地盤沈下した影響で、大雨による浸水被害が発生しています。災害が発生した都度、調査を実施していますので、床上浸水被害があった場合は、災害対策本部・本部連絡室または各支部までご連絡ください。

平成23年の台風15号被害は、被災者生活再建支援法が適用されました。

次の項目に該当する方は適用となる場合がありますので、調査の関係上、9月末までで災証明書の申請をお願いします。

- ①震災で「一部損壊」「半壊」の住宅が台風で床上浸水
- ②震災後に住宅を修理した後に台風で床上浸水
- ③震災後に転居した住宅が台風で床上浸水

また、小規模な災害でも税の減免等各種支援制度がありますので、各窓口でご相談ください。

☎ 本部連絡室 防災対策課(内線4153・4159)  
 災対支部 各総合支所  
 災対生活環境部調査班 資産税課(被害家屋調査担当)

## 選挙人名簿の縦覧

選挙管理委員会では、9月1日現在の住民基本台帳に基づいて調査し、9月2日(日)に今回新たに登録した選挙人名簿を次により縦覧します。

縦覧期間 9月3日(月)～7日(金) 午前8時30分～午後5時

縦覧場所 市役所5階選挙管理委員会事務局

☎ 選挙管理委員会事務局(内線5823・5824)

## 秋の交通安全運動

秋の交通安全運動が展開されます。皆さんの力で交通事故のない、安全で安心な交通社会をつくりましょう。

### 運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

### 運動の重点

- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止  
(特に、反射材用品等の着用の推進および自転車前照灯の点灯の徹底)
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

と き 9月21日(金)～30日(日)

☎ 防災対策課(内線4159) 各総合支所地域振興課

### 通知書の発送

平成24年度固定資産税・都市計画税の納税通知書を9月3日(月)に送付します。納期限が延長されていますので、ご確認ください。

納期限

- 第1期 10月1日(月)
- 第2期 11月30日(金)
- 第3期 平成25年1月31日(木)
- 第4期 平成25年4月1日(月)

### 課税免除の継続

津波による浸水のあった区域内のうち、一定の要件に該当する被害区域の土地

課税免除の継続

津波による浸水のあった区域内のうち、一定の要件に該当する被害区域の土地

### 固定資産税・都市計画税のお知らせ

細書をご確認ください。

減失済の家屋が明細書に記載されている場合は、ご連絡をください。

被災代替資産の特例

被災した資産に代わるものを取得した場合、代替特例があり、適用を受けるためには申告書の提出が必要です。

償却資産の申告時や新増築家屋の調査時は聞き取りの上申告を頂いています。土地を先行取得した場合や中古住宅を取得した場合に該当するの不明な場合、お問い合わせください。

河南地区の都市計画税

平成23年度分の都市計画税は、震災で課税免除した区域以外は全て減免したため、お問い合わせください。

め、広瀬地区と須江地区の一部に今年度より税額が算定されていますので課税資産明細書をご確認ください。新たな課税へのご理解をお願いします。

☎ 資産税課  
(内線3113・3124)

倒壊・減失家屋の職権登記

仙台法務局では、震災による倒壊等建物について職権による減失等の登記を行う予定です。現在、現地調査を行っていますので、不明な点はお問い合わせください。

☎ 仙台法務局  
☎022-225-1575

## まちの話題

### 雄勝地区

## バス待合所 寄贈

6月28日(木)  
旧雄勝総合支所前

6月28日に雄勝地区の旧雄勝総合支所前でバス待合所の贈呈式が行われました。

震災復興支援として国際ロータリー第2520地区と石巻地区4ロータリークラブから贈られたもので、バス待合所は旧雄勝総合支所前のほか、北上地区4カ所、牡鹿地区2カ所に設置されました。

### 河北地区

## 郷土芸能で 祭り復活祝う

8月12日(日)  
河北総合センター周辺

2012サマーフェスタ・イン・かほくが2年ぶりに開かれ、大勢の人でにぎわいました。ステージ部門は飯野川第一小学校のよさこい踊りで幕を開け、大谷地小学校の河北銭太鼓等子どもたちによる郷土芸能が繰り広げられました。

おもちゃが当たる恒例のビンゴ大会をはじめ、夜には灯ろう流しや花火大会も催されました。会場周辺には仮設住宅団地も多く、住民同士が互いの交流を深める機会ともなりました。



**国民健康保険 被保険者証(保険証)の更新**

国民健康保険の新しい被保険者証(保険証)を9月下旬に郵送(簡易書留)によりお届けします。

**郵送先について**

住民票を移さずに他地域に避難されている方等、住民票の住所以外にお住まいの方は、郵便局へ郵便物の転送手続き(転居届)をお願いします。  
 ※転送手続き(転居届)に関する詳しいお問い合わせは、郵便事業(株)石巻支店コールセンターまたは最寄りの郵便局までお願いします。  
 (詳しくは市報8月15日号にも掲載しています)

**問** 保険年金課(内線2347・2352) 各総合支所市民生活課・各支所  
 転送手続きに関するお問い合わせ先  
 石巻支店 コールセンター ☎95-5020

**子ども医療費助成受給資格の登録・更新手続き**

現在使用されている子ども医療費助成受給者証の有効期限は、平成24年9月末日です。

**手続きが必要な方** 前回の申請時に市が保有する公簿等により所得状況を確認することに同意されなかった方等

**手続きについて** 市から通知を送付しています。まだ手続きをされていない方は、必要な書類を必ず提出してください。

※前回の申請時に所得状況の確認に同意された方で、市が保有する公簿等により所得状況を確認することができる方は、手続きの必要はありません。

※更新後の受給者証は9月下旬に送付します。

※所得制限額を超過した方には、非該当通知書を送付します。

**申・問** 保険年金課(内線2344)・各総合支所市民生活課・各支所

**敬老会のご案内**

平成24年度の敬老会を次のとおり開催します。  
**対象となる方** 77歳以上の方(昭和10年12月31日以前に生まれた方)  
 下記一覧表のいずれかの会場一か所に参加できます。  
**対象となる方には、8月中旬に返信用はがきと記念品を同封した案内状を郵便でお送りしていますので、ご確認ください。**

地区	ところ	とき	問い合わせ先
石巻	石巻専修大学体育館	9月17日(月)午前10時	福祉部福祉総務課 (内線2452・2453)
河北	河北総合センター	9月16日(日)午前10時	河北総合支所保健福祉課 ☎62-2117
雄勝	大須小学校	9月15日(土)午前10時	雄勝総合支所保健福祉課 ☎57-3611
河南	遊楽館	9月15日(土)午前9時45分 前谷地、和湖、北村地区	河南総合支所保健福祉課 ☎72-2113
		9月15日(土)午後1時30分 鹿又、須江、広瀬地区	
桃生	桃生総合支所	9月17日(月)午前10時 中津山地区	桃生総合支所保健福祉課 ☎76-2111
		9月17日(月)午後1時30分 桃生地区、せんだんの社、 仮設住宅等入居者(地区外)	
北上	北上中学校	9月8日(土)午前10時	北上総合支所保健福祉課 ☎67-2113
牡鹿	牡鹿保健福祉 センター清優館	9月8日(土)午前10時	牡鹿総合支所保健福祉課 ☎45-2113
	牡鹿公民館長渡分館	9月11日(火)午前10時	
	網地生活センター	9月11日(火)午後1時	

**敬老祝金の支給**

今年、満88歳となる方(大正13年1月1日から12月31日までに生まれた方)で、9月1日現在、市に住民登録のある方には、敬老祝金1万円を支給します。

申請の必要はなく、9月中に民生委員や行政委員等により配付しますが、被災され、住所地と異なる所にお住まいの方は、問い合わせください。

**問** 福祉総務課(内線2452・2453)・各総合支所保健福祉課

**国民年金後納保険料の納付可能期間延長のお知らせ**

未払いの国民年金保険料をさかのぼって納められる期間が過去2年分から、過去10年分に延長され、申し込みにより平成14年10月以降の未納分を納付する事ができるようになります。

過去10年以内の保険料を納めることで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになります。

ただし、延長できる期間は平成24年10月1日から3年間に限ります。

**後納制度を利用できる方**

- ①20歳以上60歳未満の方で、過去10年以内に未納、未加入期間をお持ちの方
  - ②60歳以上65歳未満の方で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間をお持ちの方
  - ③65歳以上の方で、年金受給資格がなく任意加入中の方
- ただし、②③の場合でも、老齢基礎年金を受給している方は利用できません。

※なお、後納保険料を納付するためには事前に申し込みをする必要があり、審査の結果、後納制度を利用できない場合もあります。

**申・問** 国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050  
 石巻年金事務所 ☎22-5117

**葬祭費の申請忘れはありませんか**

国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなられた時に、葬祭を行った方(喪主)の申請により、葬祭費(5万円)を支給します。

葬祭をした日の翌日から2年を経過すると時効となり支給されませんのでご注意ください。

なお、社会保険等の健康保険に加入されていた場合は、加入されていた保険者にお問い合わせください。

**申請に必要なもの**

- ・亡くなられた方の保険証
- ・葬祭を行った方の印鑑(朱肉を使用するもの)
- ・金融機関の通帳または口座等を確認できるもの
- ・葬祭日および葬祭を行った方を確認できる書類(葬儀社の領収書、会葬礼状等)

**申・問** 保険年金課(内線2347・2349)  
 各総合支所市民生活課・各支所

**重・中度心身障害者医療費受給者証の更新**

現在交付されている重・中度心身障害者医療費受給者証は、10月1日から使用できなくなりますので、更新手続きが必要です。

**手続き方法**

対象の方には、「更新申請用はがき」と「新しい受給者証」を送付しますので、はがきに必要事項を記入の上、提出してください。

※提出がない場合は、医療費助成ができませんのでご注意ください。

**申・問** 障害福祉課(内線2482・2484)  
 各総合支所保健福祉課

**平成23年台風15号災害被災者生活再建支援制度の手続きはお済みですか**

平成23年台風第15号災害による被災者生活再建支援金(基礎支援金)の申請期限は10月19日(金)です。早目の手続きをお願いします。

(詳細は8月15日号をご覧ください)

**受付場所** 市役所3階被災市民生活支援課、各総合支所

**受付時間** 午前8時30分から午後5時

**申請期限**

- ・基礎支援金 平成24年10月19日(金)
- ・加算支援金 平成26年10月20日(月)


**問** 被災市民生活支援課(内線3957)

**まちの話題**

**桃生地区**

**平成24年度長生大学開講式**

6月27日(水)  
 桃生公民館文化ホール



今年度は、カラオケ・スポーツダンス・書道・ダンベルの四種の教室に53人が入学し、6月27日(水)に桃生公民館文化ホールにて開講式が行われました。式ではまず受講生の確認が行われ、受講生一人一人の名前が読み上げられました。長生大学では、午前中はカラオケ等の趣味の教室が、午後からは受講生全員での教養講座が行われます。平成25年2月の閉講式まで月に1、2回合計で10回の開催を予定しています。閉講式を除く9回中6回以上出席した受講生には終了証が、午前の教室、午後の講座ともに無欠席の受講生には皆勤賞が授与されます。

**河南地区**

**1期生の 上村さんが演奏**

7月28日(土)  
 遊楽館



パイプオルガンの音色を多くの方に届ける「第128回こもれびフォーラムヒルズコンサート」が、北村の遊楽館で開かれました。この日は同館パイプオルガン講座1期生の上村文恵さんによるソロコンサートが開かれ、モーツァルトの「きらきら星変奏曲」と「トルコ行進曲」、バッハの「トッカータニ短調」が披露されました。夏休み中とあって会場には家族連れの姿が目立ち、上村さんが奏でる曲に静かに聞き入っていました。

# 行政情報

## ごみ出しルールをみんなで守ろう

■ごみを出せる時間  
午前5時～8時30分

■ごみを出す場所  
町内会で指定する集積所

■注意事項

○ごみ袋について

市の指定のごみ袋（半透明）に入れて、決められた方法で出してください。

○ごみの集積について

燃やせるごみと燃やせないごみ・資源物を区分して置くようにし、収集指定日を間違えないようにしてください。

○木の枝・板等の出し方

厚さ・太さ5センチメートル以内、長さは50センチ

メートルより短く切り揃えて、束ねてください。

一度に出せる量 2束まで

○刈り草の出し方

指定袋に入れてください。

一度に出せる量 2袋まで

○資源物以外の衣類等

50センチメートルより小さく切断してから指定袋に入れて燃やせるごみに出してください。

一度に出せる量 2袋まで

○危険物・有害ごみ

車両火災等の重大事故の原因となりますので、ガスカートリッジ・スプレー缶は中身を使い切ってから黄色のコンテナボックスへ入れ、また、使い捨てライターは、個別に指定袋に入れて

有害ごみとして出す等、必ず、分別してください。

問 環境課

(内線3375・3376)

## 9月は廃棄物不法投棄防止強化月間です

一部の心無い人たちににより、他人の土地や道路などに廃棄物が捨てられるケースが後を絶ちません。

もし、不法投棄が行われている現場を目撃したら

すぐ警察に110番通報してください。通報の際は、場所、時間、車のナンバーなどを控えておいていただくと、投棄した者が特定しやすくなりますので、ご協力をお願いします。ま

た、不法投棄物に関する情報は、お近くの警察署または交番・駐在所、もしくは環境課へご連絡ください。不法投棄禁止違反は、5年以下の懲役もしくは、1、000万円以下の罰金、または併科に処せられる犯罪行為です。

問 環境課

(内線3375・3376)

## ペットは大切なパートナー 動物愛護週間9月20日～26日

### 愛犬家の皆さんへ

●定期的な散歩  
犬は、運動不足になるとストレスがたまり、かみついたり、無駄吠えをして近所に迷惑をかけてしまいます。犬を飼っている自覚を持って定期的に散歩させるようにしましょう。

●フンの始末  
散歩中に犬がしたフンの始末は、飼い主の責任です。袋等を持参し、持ち帰って家庭のトイレ等で処理しましょう。

●放し飼い禁止  
おとなしいからといって、公園や庭での放し飼いは絶対にしないでください。放しながらの散歩や、公園で遊ばせる飼い主が目につきますが、放し飼いは県の条例により罰せられます。

●野良猫の苦情  
飼い主でなくても、野良猫に餌を与えることは、猫に居心地の良い場所であるという印象を与え、野良猫の増加とフン公害につながります。

●放し飼いの苦情  
また、飼い猫と野良猫の区別がつくように、飼い猫には目印(首輪等)を付けるようにしましょう。

猫は放し飼いにされる場合が多く、飼い主の気がつかないところで他人に迷惑をかけていることがあります。トイレ等はきちんとしつけるとともに、家から出さない等の飼い方を考えてみましょう。

●犬や猫を捨てないで!  
不用になつたからといって安易に捨てたりせず、終生いっしょに暮らしましょう。

あなたの家の前にペットを捨てられたらどんな気持ちになるでしょうか。捨てられたペットの気持ちは? 責任を持って飼いましう。

問 環境課(内線3364)

各総合支所市民生活課

## もうすぐお彼岸です

お彼岸は、マイカーで墓参される方が多く、石巻霊園内の道路が大変混雑します。駐車禁止区域への駐車は避けて、管理事務所前にある駐車場をご利用ください。なお、駐車禁止区域外の路上は全区域「片側駐車」となります。

### 斎場側入口もご利用ください

お彼岸期間中は、石巻霊園入口が大変混み合います。石巻斎場入口の方から石巻霊園に行くことができますのでご利用ください。

### 供物は持ち帰りましょう

皆さんが墓前にお供えした供物は、そのまましておくとカラス等によって散らかしてしまいます。また、か

んきつ類は蜂が寄りやすく他の墓参者にも危険がおよ

### 火の後始末を確認しましょう

例年、線香をたいた火の不始末等により、霊園内で火災が発生しています。線香をたいた火やたばこの吸殻等の後始末を徹底し、火災に十分注意してください。

問 環境課(内線3365)

## 霊園行き無料バス

9月19日(水) ※無料バスは、時刻表をご確認の上ご利用ください。行き

停留所名	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
石巻駅前	6:00	7:40	9:20	11:00	13:30	15:10
中央三丁目	6:05	7:45	9:25	11:05	13:35	15:15
住吉町	6:07	7:47	9:27	11:07	13:37	15:17
㈱ミヤコーバス 石巻営業所	6:08	7:48	9:28	11:08	13:38	15:18
大橋通り	6:09	7:49	9:29	11:09	13:39	15:19
開北橋	6:10	7:50	9:30	11:10	13:40	15:20
霊園ロータリー前	6:15	7:55	9:35	11:15	13:45	15:25
3-4区墓域前	6:25	8:05	9:45	11:25	13:55	15:35

帰り

停留所名	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
3-4区墓域前	7:05	8:45	10:25	12:05	14:35	16:15
霊園ロータリー前	7:15	8:55	10:35	12:15	14:45	16:25
開北橋	7:20	9:00	10:40	12:20	14:50	16:30
大橋通り	7:21	9:01	10:41	12:21	14:51	16:31
㈱ミヤコーバス 石巻営業所	7:22	9:02	10:42	12:22	14:52	16:32
住吉町	7:23	9:03	10:43	12:23	14:53	16:33
中央三丁目	7:25	9:05	10:45	12:25	14:55	16:35
石巻駅前	7:30	9:10	10:50	12:30	15:00	16:40

問 環境課(内線3365)

## まちの話題

### 北上地区

## 地域活動でまちを明るく

7月17日(火)、18日(水)



お年寄りとふれあう吉浜小学校の児童たち



地域をパレードした橋浦小学校の鼓笛隊



被災校舎前で演奏する相川小学校の児童

7月の「社会を明るくする運動」強化月間に合わせ、北上地区の橋浦、相川、吉浜の3つの小学校の児童たちが鼓笛隊パレードや福祉施設の慰問等を行い、地域を元気付けました。

吉浜・相川小学校は昨年の震災で校舎が被災し、現在は橋浦小学校を間借りしています。来春から3校統合による新しい学校が開校するため、単独校

としての地域活動は今回が最後となりました。

相川小学校は震災後に寄せられた楽器で鼓笛隊演奏を披露。橋浦小学校は鼓笛隊パレードと学校周辺の清掃活動に取り組みました。吉浜小学校は地元のデイサービスセンターを慰問し、ハンドベルの演奏を披露したほか、肩もみ等で利用者と交流しました。